

南あわじ市 賃借料情報

賃借料の目安として、令和6年11月から令和7年10月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）を公表します。

この情報を目安に、土地の広さ、形状、水利等条件を勘案し、当事者間で十分協議した上で、農地の貸借に係る賃借料を決定してください。

事業	区分	平均額			最高額	最低額	筆数
利用権設定	表裏作	9,600円	ほ場整備済	9,300円	22,600円	1,000円	431
			ほ場整備未	9,800円			
	表作のみ	2,000円	ほ場整備済	—	2,000円	2,000円	1
			ほ場整備未	2,000円			
	裏作のみ	9,900円	ほ場整備済	9,400円	16,000円	3,000円	120
			ほ場整備未	10,100円			
中間管理	表裏作	13,700円	ほ場整備済	15,800円	50,000円	200円	149
			ほ場整備未	12,700円			
	表作のみ	—	ほ場整備済	—	—	—	—
			ほ場整備未	—			
	裏作のみ	9,700円	ほ場整備済	10,000円	10,000円	5,000円	16
			ほ場整備未	9,500円			

1. 金額は算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

2. 物納（米、玄米ほか）は含みません。

3. 利用権設定については制度変更のため令和6年11月から令和7年3月までの集計。

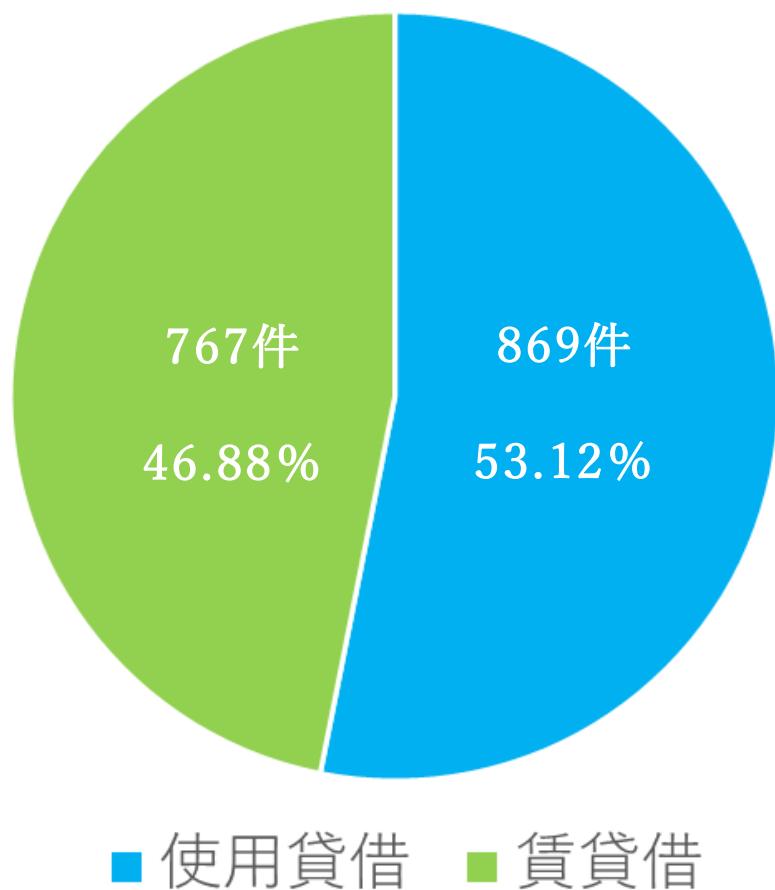
《参考：その他の契約情報》

区分	筆数	備考
使用貸借等	利用権設定 644	使用貸借（無償）の外、 水利費負担、代掻き負担のみなど。
	中間管理 225	
物納 (米、玄米)	利用権設定 50	平均(水準)62kg/10a

契約期間 期間中に契約された利用権設定(期間を定めた賃貸借・使用貸借)の平均

平均 設定期間	9年1ヶ月	利用権設定期間の平均。 但し更新の場合の前契約期間は含みません。
	9年6ヶ月	中間管理事業の平均。 但し更新の場合の前契約期間は含みません。

使用貸借と賃貸借の割合



使用貸借	869	53.12%
賃貸借(物納含む)	767	46.88%
計	1,636	100.00%

内訳	利用権設定	中間管理事業	計
使用貸借	644	225	869
賃貸借(物納含む)	602	165	767

お問い合わせ

南あわじ市農業委員会事務局 TEL0799-43-5236

南あわじ市農林振興課 TEL0799-43-5223